

佐賀市物産販売協力店取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀県外において、佐賀産品を取り扱う各種商品小売業、飲食料品小売業及び飲食店の店舗を、佐賀市物産販売協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、佐賀市及び佐賀県の産品の消費拡大並びに佐賀市の認知度向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 佐賀産品 佐賀県内で生産された農産物、林産物、畜産物及び水産物並びに佐賀市内に主たる事務所を有する事業者が製造した食料品及び飲料並びに工芸品をいう。
- (2) 各種商品小売業、飲食料品小売業及び飲食店 日本標準産業分類に規定するものをいう。

(佐賀市物産販売協力店認定審査会)

第3条 市長は、協力店の認定に関して必要な事項を審査するため、佐賀市物産販売協力店認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

(認定基準)

第4条 協力店の認定基準は、別表に定めるとおりとする。

(認定の申請)

第5条 協力店の認定を受けようとする店舗の経営者（以下「申請者」という。）は、佐賀市物産販売協力店認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、認定を受けようとする店舗ごとに申請書を提出しなければならない。

(審査会の意見)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査会の意見を聴くものとする。

(認定等)

第7条 市長は、審査会の意見を参考にしつつ、第4条の認定基準により審査し、申請された店舗が協力店として適当と認めるときは、これを認定し、申請者に対し、佐賀市物産販売協力店認定通知書（別記様式第2号）を交付する。不適当と認めるときは、佐賀市物産販売協力店認定審査結果通知書（別記様式第3号）を交付する。

- 2 市長は、前項の規定により認定した協力店に対し、佐賀市物産販売協力店認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

(認定の有効期限)

第8条 前条の規定による認定の有効期限は、認定した日から起算して3年とする。

- 2 前項の有効期限が満了となる場合において、継続して認定を受けようとするときは、認定の有効期限が満了する一月前までに申請書を市長に提出し、審査を受けなければならない。

(認定の公表)

第9条 市長は、協力店の認定の状況及びその取組内容等を公表することができる。

(協力店の効力及び責務)

第10条 第7条第1項の認定を受けた申請者（以下「協力店経営者」という。）は、認定証を店舗に掲示する等、それを利用して広報することができる。

- 2 協力店経営者は、佐賀製品の消費拡大及び佐賀市の認知度向上の推進に努めなければならない。

(認定の変更)

第11条 協力店経営者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに佐賀市物産販売協力店認定申請事項変更届（別記様式第4号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届を受理したときは、第6条及び第7条を準用する。ただし、軽微な変更については、第6条の手続を省略することができる。

(調査等への協力)

第12条 協力店経営者は、市長がこの要綱を実施するために必要な報告を求め、調査を行うときは、協力しなければならない。

(認定の解消)

第13条 協力店経営者は、店舗の営業を終了する等の理由により、協力店としての認定を解消するときは、速やかに佐賀市物産販売協力店認定辞退届（別記様式第5号）を市長に提出するとともに、認定証を市長に返却するものとする。

(認定の取消)

第14条 市長は、協力店が第4条の認定基準を満たさなくなったとき又はその他協力店としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、佐賀市物産販売協力店認定取消通知書（別記様式第6号）により協力店経営者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた店舗は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

(責任及び情報管理)

第15条 協力店の設置・経営に係る債務、第三者が協力店の情報を利用したことによる問題

若しくは協力店において生じた食中毒、異物混入又は食物アレルギーその他の事故により消費者等に損害が生じた場合、協力店において必要な措置を講じ解決するものとし、市は、一切関与せず、責任を負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	認定基準
共通事項	<p>1 申請者が、申請しようとする店舗（以下「申請店舗」という。）を申請日において、佐賀県外で1年以上継続して経営していること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1年以上継続して経営しているものとみなすことができる。</p> <p>(1) 申請店舗が、既に認定された店舗の2号店、3号店等の展開店舗又は加盟店舗の場合</p> <p>(2) 申請者が、既に認定された店舗の事業者であって、かつ、協力店として良好な活動をしている場合</p> <p>(3) 申請者が、佐賀県外において1年以上継続して同業種の店舗を経営している場合</p> <p>2 申請者が、税金を滞納していないこと。</p> <p>3 申請者等（申請者が法人であるときは非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあつては法人の役員等と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあつてはその使用人を含む。）が、次の各号のいずれかに該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p>

	<p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用しているもの</p> <p>(7) 前各号のいずれかに該当するものが申請者の経営に実質的に関与しているもの</p> <p>(8) 下請契約、資材及び原材料の購入契約等の相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約を締結したもの</p> <p>(9) 申請者が第1号から第7号までのいずれかに該当するものを下請契約、資材及び原材料の購入契約等の相手方としていた場合において、市長が申請者に対して当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかったもの</p> <p>4 申請店舗が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）等の関係法令を遵守していること。</p> <p>5 1年間におおむね200日以上、営業している店舗であること。</p> <p>6 申請店舗が、市の情報発信依頼に協力的であること。</p> <p>7 申請店舗が、佐賀産品を継続的に、かつ、積極的に取扱っていること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、佐賀産品を継続的に、かつ、積極的に取り扱っているとみなすことができる。</p> <p>(1) 申請店舗が、第1項第1号又は第2号に該当する場合</p> <p>(2) 申請店舗が、第1項第3号に該当し、事業計画等により佐賀産品を積極的に取り扱うことが明らかな場合</p> <p>8 この要綱を遵守すること。</p>
--	--

	<p>9 この要綱の目的達成のために、市からの協力依頼に応諾するよう努めること。</p>
<p>各種商品小売業及び飲食料品小売業</p>	<p>1 商品及び店舗に佐賀産品、佐賀市等佐賀市及び佐賀県を連想させる取組を積極的に行っていること。</p> <p>2 店舗に佐賀産品の売場を設け、その表示を行っていること。</p>
<p>飲食店</p>	<p>1 商品、サービス及び店舗に、佐賀産品の使用、佐賀市の明示等佐賀市及び佐賀県を連想させる取組を行っていること。</p> <p>2 常時、佐賀産品を主たる食材に使用する料理等を提供すること。</p> <p>3 メニュー等に、佐賀産品を使用していることをわかりやすく表示すること。</p>